

## 特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回受給者本人の金融機関口座へ振り込まれます。※支払日が、土・日曜日または休日のときは、繰り上げて支給されます。

**支払日(支給対象月)** 4月11日(12~3月分)・8月11日(4~7月分)・11月11日(8~11月分)

## 特別児童扶養手当を受けている方の届け出

手当の受給中は次のような届け出等が必要です。

**所得状況届**…受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。

**額改定届・請求書**…障害の程度が変わったとき。対象児童に増減があったとき。

**資格喪失届**…受給資格がなくなったとき。

**証書亡失届**…手当証書をなくしたとき。

**対象児童にかかる有期再認定請求書**…原則として、内部障害・精神障害の方は2年に1回など、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出していただき、引続き手当が受けられるかどうか、再認定を受けなければなりません。(支給停止中の方も必要ですので、ご注意を！)

**その他の届**…氏名・住所・ゆうちょう銀行口座または金融機関口座の変更、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど

※届け出が遅れたり、しなかつたりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくことになってしまいますので、忘れずに提出してください。手当証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。

### お問い合わせ先



福祉部 障害者支援課 給付係

菊川総合支所 1階 市民生活課福祉係

豊田総合支所 1階 市民生活課福祉係

豊浦総合支所 1階 市民生活課福祉係

豊北総合支所 1階 市民生活課福祉係

TEL 083-231-1917

TEL 083-287-4006

TEL 083-766-2947

TEL 083-772-4020

TEL 083-782-1923

## ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭及び父母のいない児童に要した医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり、ただし未就学児については所得制限なし)

### 対象となる市民

- 父母または養育者と18歳に到達後最初の3月31日までにある児童
- 父母のいない18歳に到達後最初の3月31日までにある児童

### 申請に必要なもの

1. 印鑑
2. 健康保険証(世帯全員分)
3. ひとり親家庭を証明するもの
4. 転入された場合は、所得課税証明書(転入家族全員分)

**お問い合わせ先** こども未来部こども家庭課こども給付係 TEL 083-231-1928



1 赤ちゃん誕生!

2 楽しく子育て

3 小学生からの健全育成

4 地区の支援者と相談機関